

資 料

史跡浅間古墳 樹木調査報告書
関係法規

1. 調査経緯

浅間古墳は、愛鷹山南西麓の丘陵先端部付近に立地する市内唯一の国指定史跡である。後方部墳頂平坦部に鎮座する浅間神社の存在から、浅間古墳と呼ばれている。浅間古墳は、現在、古墳時代を通じて県内最大規模を有する前方後方墳と認識されているが、昭和32年7月1日に国指定史跡に指定された当時は、大型の前方後円墳として認識されており、その認識が現在まで引き継がれている。

指定翌年の昭和33年2月13日には、管理団体として当時の吉原市が指定されたものの、指定地内に神社地を含む信仰の対象地でもあったことから、古墳を含めた社一帯が地域で大切に守られてきており、古墳周辺を含めて開発の対象になることがなかった。そのため、指定後も特別な保存措置を検討する必要があまりなかった。

しかし、墳丘全体としては比較的良好に遺存している一方で、近年、台風や強風の影響を受けて、墳丘上の樹木が倒れることで墳丘盛土の一部が毀損する事例が複数認められる。また、後方部墳頂に鎮座する浅間神社の社殿の屋根に木枝が落ちる事例も確認されている。

そのため、浅間古墳を将来にわたって確実に継承していくためにも、墳丘上に存在する樹木を適切にコントロールすることが必要であり、そのためにはまず、浅間古墳に存在する樹木の基本的な情報である位置、樹種、高さ、太さなどを一覧で管理することが急務であるとの結論に至った。

2. 調査経過

樹木調査は富士市教育委員会文化財課と一般社団法人須津地区まちづくり協議会の共催で実施した。

樹木の位置情報の記録は、令和5年度国重要文化財等保存・活用事業費補助金（史）浅間古墳史跡等保存活用計画策定事業）と同時並行で実施した「史跡浅間古墳現況測量業務委託」の中で実施した。測量調査の費用については補助金を充当せず、全額市費で実施し、株式会社協和工務店に委託した。

測量調査成果をもとに令和6年3月20日に富士市教育委員会文化財課職員、事前の公募で集まった須津地区住民総勢32名が集まり、古墳上の樹木の樹種や高さなどの基本情報の取得を行った。なお、その日にすべての作業を終了することができなかったため、令和6年4月15・16日に文化財課職員による追加調査を実施した。さらに樹種同定の必要から5月15日に小澤緑氏と追加調査を行った。調査参加者は以下の通りである。

富士市教育委員会文化財課

石川武男・瀧波和美・佐藤祐樹（主担当）・小島利史・笹原芳郎・若林美希・金田純子・小田貴子・伊藤純子・渡邊美規子

須津地区参加者（中学生ボランティア、須津地区まちづくり協議会構成団体有志、その他地域住民等）

（五十音順）青柳恭子・畔柳 修・石川淳子・石川芳彦・伊東稜生・岩田 岳・荻田丈仁・加藤てるみ・加藤悠斗・菊岡文枝・後藤錠一・小沼温子・斎藤督夫・斎藤みつ代・杉山啓二・鈴木敦美・鈴木こころ・鈴木柊彬・鈴木ひかり・鈴木由佳・東上健晴・東上卓二・西山文恵・貫名利博・貫名富子・長谷川理音・原 明日香・原 広恵・半田育子・望月秀一・矢崎美桜・矢崎義博（32名）

調査協力（樹種鑑定）

小澤 緑・山田 高（富士自然観察の会）

3. 調査方法

（1）樹木位置図作成

平面直角座標第VIII系を用いた国土座標である世界測地系を使用し測量した。墳丘上の樹木に測量順に任意の番号を付与し、木にテープを巻き、テープ上に番号をマジックで記入した。341本の樹木の測量を実施し、現況測量図上に樹木の位置・番号を記した図を作成した。

（2）樹種同定・樹高・太さの計測

樹種同定は「富士自然観察の会」の小澤緑氏、山田高氏に依頼し、調査参加者にレクチャーしながら進

めた。

樹高については、より正確に取得することが望ましいが、「エコシステムアカデミー」作成の「木の高さ測定器」を使用した。これは、三角関数を使用した簡易な方法であり、対象の樹木から木の先端が目視できる場所（木の根元とほぼ同じ高さの箇所）まで測定者が離れ、そこから五円玉を括り付けた「木の高さ測定器」で木の先端を覗き、その際の角度（測定者の目線から木の先端の角度）を計測する。その後、対象樹木と測定位置との水平距離を測り、三角関数を利用して目線から樹木の先端までの高さを求め、最後に目線の高さを加算することで樹木の高さを求めた。

太さについては、目通りでの計測を実施した。

（3）班構成

当日は中学生ボランティアを「首長」（リーダー）と呼び、4班体制で計測作業を実施した。異世代の交

流も目的として掲げ、意図的に年代幅があるようにし、加えて、異なる構成団体を混ぜて班構成を事務局が決定した。

作業を機械的に遂行するのではなく、職員が作業中の班を回り、墳丘の特徴や重要性、本質的価値を伝えることにより、参加者が浅間古墳をじっくりと観察できるように努めた。また、作業中に自然観察や昆虫の観察、樹高計算に用いる三角関数など、文化財だけでなくとどまらない「学びの場」になるように努め、何度も浅間古墳に来たくなるような機運を高め、多くの地域住民の力でしっかりと浅間古墳を未来に残していくという気持ちを持ってもらうことを意識した。

4. 調査結果

調査結果は一覧表（第23表）で示すとおりである。

第23表 樹木データ一覧表

樹木番号	X座標	Y座標	太さ	区別	樹種	樹高	調査日
1	-92723.214	22482.671	1.00	針葉樹	ヒノキ	16.50	3/20/2024
2	-92723.675	22485.22	1.36	針葉樹	ヒノキ	19.50	3/20/2024
3	-92726.071	22484.635	0.73	針葉樹	ヒノキ	13.64	3/20/2024
4	-92729.793	22482.87	0.58	針葉樹	ヒノキ	7.74	3/20/2024
5	-92732.892	22484.842	1.11	針葉樹	ヒノキ	11.52	3/20/2024
6	-92731.239	22487.582	0.48	針葉樹	ヒノキ	2.04	3/20/2024
7	-92732.796	22488.95	0.67	針葉樹	ヒノキ	6.65	3/20/2024
8	-92735.463	22489.293	0.66	針葉樹	ヒノキ	6.55	3/20/2024
9	-92735.996	22487.018	1.06	針葉樹	ヒノキ	12.92	3/20/2024
10	-92737.56	22488.478	0.93	針葉樹	ヒノキ	18.20	3/20/2024
11	-92739.063	22488.355	0.39	針葉樹	ヒノキ	5.45	3/20/2024
12	-92741.463	22477.494	1.28	針葉樹	ヒノキ	14.74	3/20/2024
13	-92741.787	22478.494	1.08	針葉樹	ヒノキ	20.58	3/20/2024
14	-92743.328	22477.828	0.74	針葉樹	ヒノキ	15.12	3/20/2024
15	-92742.064	22475.316	0.89	針葉樹	ヒノキ	14.52	3/20/2024
16	-92739.442	22475.582	1.17	針葉樹	ヒノキ	15.73	3/20/2024
17	-92733.248	22479.773	1.17	針葉樹	ヒノキ	17.40	3/20/2024
18	-92729.757	22480.095	1.16	針葉樹	ヒノキ	16.50	3/20/2024
19	-92730.126	22477.183	0.99	針葉樹	ヒノキ	17.37	3/20/2024
20	-92735.463	22474.883	1.17	針葉樹	ヒノキ	22.56	3/20/2024
21	-92730.192	22474.633	0.72	針葉樹	ヒノキ	16.61	3/20/2024
22	-92728.166	22474.414	0.66	針葉樹	ヒノキ	14.76	3/20/2024
23	-92717.573	22468.856	0.39	針葉樹	ヒノキ	4.56	3/20/2024
24	-92720.836	22468.536	2.70	広葉樹	クスノキ	20.35	3/20/2024
25	-92719.501	22481.06	0.37	広葉樹	タブノキ	0.60	3/20/2024
26	-92726.102	22487.014	0.32	広葉樹	ヒサカキ	4.00	3/20/2024
27	-92740.283	22482.319	2.17	広葉樹	タブノキ	15.82	3/20/2024
28	-92743.942	22480.459	0.37	針葉樹	ヒノキ	3.96	3/20/2024
29	-92735.751	22470.775	0.75	針葉樹	ヒノキ	13.56	3/20/2024
30	-92736.674	22469.426	0.79	針葉樹	ヒノキ	13.56	3/20/2024
31	-92732.313	22469.843	1.26	広葉樹	シイ	9.10	3/20/2024
32	-92731.856	22467.563	2.93	広葉樹	クスノキ	16.80	3/20/2024
33	-92730.258	22467.026	0.83	広葉樹	ヒサカキ	13.20	3/20/2024
34	-92711.575	22475.549	2.70	広葉樹	クスノキ	26.88	3/20/2024
35	-92709.556	22475.445	0.36	針葉樹	ヒノキ	4.50	3/20/2024

樹木番号	X座標	Y座標	太さ _{cm}	区別	樹種	樹高 _m	調査日
36	-92713.101	22479.424	3.03	広葉樹	クスノキ	26.88	3/20/2024
37	-92708.744	22480.413	1.10	広葉樹	ケヤキ	31.04	3/20/2024
38	-92706.718	22477.589	4.38	広葉樹	クスノキ	29.54	3/20/2024
39	-92707.003	22487.658	1.42	広葉樹	エノキ	31.04	3/20/2024
40	-92719.301	22487.101	1.24	針葉樹	ヒノキ	19.50	3/20/2024
41	-92724.093	22492.017	2.20	広葉樹	タブノキ	15.30	4/15/2024
42	-92726.507	22493.622	0.30	針葉樹	ヒノキ	2.48	4/15/2024
43	-92726.001	22494.276	0.60	針葉樹	ヒノキ	4.75	4/15/2024
44	-92720.297	22495.365	1.25	針葉樹	ヒノキ	13.65	4/15/2024
45	-92717.693	22497.579	0.90	針葉樹	ヒノキ	10.08	4/15/2024
46	-92713.084	22495.862	0.91	針葉樹	ヒノキ	16.38	4/15/2024
47	-92700.292	22484.629	0.99	針葉樹	ヒノキ	13.58	4/15/2024
48	-92698.148	22485.909	1.33	広葉樹	ケヤキ	5.70	4/15/2024
49	-92696.222	22482.82	2.35	広葉樹	クスノキ	9.72	4/15/2024
50	-92694.251	22484.061	1.05	針葉樹	ヒノキ	7.02	4/15/2024
51	-92701.918	22475.375	0.33	針葉樹	ヒノキ	5.20	3/20/2024
52	-92704.632	22471.333	0.50	針葉樹	ヒノキ	6.50	3/20/2024
53	-92714.313	22459.872	0.78	針葉樹	ヒノキ	12.60	3/20/2024
54	-92747.816	22479.462	2.36	広葉樹	クスノキ	18.00	3/20/2024
55	-92741.346	22486.192	2.27	広葉樹	シイ	16.90	3/20/2024
56	-92737.649	22491.661	1.50	広葉樹	スダジイ	4.40	3/20/2024
57	-92735.705	22491.187	0.48	針葉樹	ヒノキ	9.10	3/20/2024
58	-92733.982	22494.585	1.32	針葉樹	ヒノキ	33.00	3/20/2024
59	-92706.892	22474.228	4.00	針葉樹	ヒノキ	5.50	3/20/2024
60	-92703.659	22469.773	1.58	針葉樹	ヒノキ	16.80	3/20/2024
61	-92699.316	22472.99	0.62	針葉樹	ヒノキ	7.70	3/20/2024
62	-92697.603	22473.962	0.32	針葉樹	ヒノキ	4.00	3/20/2024
63	-92695.694	22474.013	2.28	広葉樹	クスノキ	15.00	3/20/2024
64	-92693.864	22472.773	2.34	広葉樹	クスノキ	8.40	3/20/2024
65	-92702.805	22477.584	0.65	針葉樹	ヒノキ	1.10	3/20/2024
66	-92708.826	22465.106	2.90	広葉樹	クスノキ	22.50	3/20/2024
67	-92710.052	22461.24	0.65	針葉樹	ヒノキ	7.80	3/20/2024
68	-92711.163	22458.373	2.20	針葉樹	イチヨウ	4.40	3/20/2024
69	-92714.109	22458.226	0.52	常緑小高木	サカキ	11.70	3/20/2024
70	-92712.485	22462.845	1.75	広葉樹	タブノキ	12.60	3/20/2024
71	-92717.426	22464.887	0.32	針葉樹	ヒノキ	2.40	3/20/2024
72	-92720.426	22460.295	1.42	針葉樹	ヒノキ	7.80	3/20/2024
73	-92718.499	22456.352	1.24	広葉樹	ヒサカキ	7.80	3/20/2024
74	-92712.376	22455.204	0.45	常緑小高木	サカキ	6.60	3/20/2024
75	-92714.994	22453.476	1.05	広葉樹	サクラ	7.70	3/20/2024
76	-92713.621	22449.572	0.32	広葉樹	シイ	5.27	4/15/2024
77	-92714.162	22450.388	1.71	針葉樹	ナギ	15.66	4/15/2024
78	-92711.503	22496.958	1.06	針葉樹	ヒノキ	16.74	4/15/2024
79	-92708.746	22499.993	0.52	針葉樹	ヒノキ	11.99	4/15/2024
80	-92707.832	22497.435	0.50	針葉樹	ヒノキ	11.76	4/15/2024
81	-92714.888	22496.854	1.35	針葉樹	ヒノキ	24.50	4/15/2024
82	-92728.488	22467.824	0.78	針葉樹	ヒノキ	13.64	4/15/2024
83	-92723.918	22456.779	1.04	針葉樹	ヒノキ	11.44	4/15/2024
84	-92721.05	22449.576	0.70	針葉樹	ヒノキ	10.50	4/15/2024
85	-92720.307	22448.315	0.29	針葉樹	ヒノキ	9.90	4/15/2024
86	-92722.939	22448.069	1.50	針葉樹	ヒノキ	12.60	4/15/2024
87	-92726.368	22450.733	0.52	広葉樹	ヒサカキ	4.25	4/15/2024
88	-92720.643	22455.232	1.40	広葉樹	サクラ	12.72	4/15/2024
89	-92716.384	22445.758	1.48	針葉樹	ヒノキ	18.48	4/15/2024
90	-92718.876	22443.693	1.32	針葉樹	ヒノキ	13.50	4/15/2024
91	-92720.854	22442	0.92	針葉樹	ヒノキ	15.40	4/15/2024
92	-92722.765	22440.525	1.20	針葉樹	ヒノキ	11.16	4/15/2024
93	-92713.629	22444.712	0.90	針葉樹	ヒノキ	10.40	4/15/2024
94	-92715.114	22439.286	1.85	広葉樹	ヒサカキ	8.50	4/15/2024
95	-92711.38	22438.027	0.45	針葉樹	ヒノキ	6.16	4/15/2024
96	-92711.212	22435.958	0.38	針葉樹	ヒノキ	5.10	4/15/2024
97	-92711.089	22434.25	0.22	針葉樹	ヒノキ	1.73	4/15/2024
98	-92714.117	22431.532	0.95	針葉樹	ヒノキ	13.34	4/15/2024
99	-92712.275	22427.864	1.12	針葉樹	ヒノキ	12.60	4/15/2024
100	-92708.636	22435.799	1.13	針葉樹	ヒノキ	13.57	4/15/2024

樹木番号	X座標	Y座標	太さ _(cm)	区別	樹種	樹高 _(m)	調査日
101	-92706.523	22434.54	0.29	広葉樹	ヒサカキ	1.94	3/20/2024
102	-92710.681	22444.074	0.47	広葉樹	ヒイラギ	2.80	3/20/2024
103	-92708.555	22443.763	0.32	針葉樹	ヒノキ	2.66	3/20/2024
104	-92707.635	22445.337	1.85	広葉樹	ケヤキ	6.00	3/20/2024
105	-92705.512	22443.593	0.33	針葉樹	ヒノキ	5.19	3/20/2024
106	-92702.3	22438.481	1.19	針葉樹	ヒノキ	8.03	3/20/2024
107	-92701.452	22439.229	1.39	針葉樹	ヒノキ	7.80	3/20/2024
108	-92702.818	22435.254	1.55	針葉樹	ヒノキ	12.00	3/20/2024
109	-92697.686	22437.546	0.98	針葉樹	ヒノキ	8.55	3/20/2024
110	-92698.869	22441.721	0.89	針葉樹	ヒノキ	6.48	3/20/2024
111	-92696.974	22442.149	0.57	針葉樹	ヒノキ	7.08	3/20/2024
112	-92695.448	22440.442	1.28	針葉樹	ヒノキ	9.57	3/20/2024
113	-92694.586	22442.458	0.46	針葉樹	ヒノキ	4.24	3/20/2024
114	-92696.071	22446.676	0.82	針葉樹	ヒノキ	8.00	3/20/2024
115	-92697.492	22449.292	0.41	針葉樹	ヒノキ	8.12	3/20/2024
116	-92698.634	22450.507	1.16	針葉樹	ヒノキ	13.35	3/20/2024
117	-92700.421	22452.565	1.54	針葉樹	ヒノキ	15.30	3/20/2024
118	-92705.114	22450.133	0.63	常緑小高木	サカキ	7.80	3/20/2024
119	-92705.102	22447.667	1.34	針葉樹	ヒノキ	14.25	3/20/2024
120	-92703.389	22447.641	1.10	広葉樹	ケヤキ	11.70	3/20/2024
121	-92695.677	22449.727	1.21	針葉樹	ヒノキ	14.10	3/20/2024
122	-92695.373	22450.521	1.13	針葉樹	ヒノキ	14.25	3/20/2024
123	-92693.01	22448.017	0.99	針葉樹	ヒノキ	12.60	3/20/2024
124	-92700.169	22433.003	0.74	常緑小高木	サカキ	7.08	3/20/2024
125	-92692.478	22461.764	1.51	針葉樹	スギ	15.75	3/20/2024
126	-92696.531	22450.788	0.85	針葉樹	ヒノキ	11.40	3/20/2024
127	-92692.758	22444.33	1.53	針葉樹	ヒノキ	12.90	3/20/2024
128	-92690.946	22445.062	1.65	針葉樹	ヒノキ	14.56	3/20/2024
129	-92689.185	22447.766	0.90	針葉樹	ヒノキ	15.00	3/20/2024
130	-92687.187	22450.148	1.19	針葉樹	ヒノキ	17.10	3/20/2024
131	-92687.831	22452.268	1.16	針葉樹	ヒノキ	17.25	3/20/2024
132	-92690.455	22452.812	0.76	針葉樹	ヒノキ	16.52	3/20/2024
133	-92692.266	22453.987	1.11	針葉樹	ヒノキ	13.35	3/20/2024
134	-92693.847	22455.857	1.11	針葉樹	ヒノキ	14.42	3/20/2024
135	-92691.185	22456.93	0.46	針葉樹	ヒノキ	7.57	3/20/2024
136	-92687.316	22455.761	1.05	針葉樹	ヒノキ	12.60	3/20/2024
137	-92688.335	22459.148	0.54	針葉樹	ヒノキ	11.40	3/20/2024
138	-92687.104	22462.216	0.67	針葉樹	ヒノキ	9.30	3/20/2024
139	-92687.684	22465.351	3.21	広葉樹	クスノキ	17.25	3/20/2024
140	-92684.878	22461.296	1.98	広葉樹	タブノキ	12.00	3/20/2024
141	-92681.1	22459.15	2.51	広葉樹	タブノキ	9.62	3/20/2024
142	-92684.579	22447.006	0.76	針葉樹	ヒノキ	16.50	3/20/2024
143	-92684.283	22444.419	1.17	針葉樹	ヒノキ	17.85	3/20/2024
144	-92685.564	22442.705	0.37	針葉樹	ヒノキ	16.10	3/20/2024
145	-92686.559	22440.658	0.76	針葉樹	ヒノキ	16.80	3/20/2024
146	-92690.408	22442.192	0.18	針葉樹	ヒノキ	8.88	3/20/2024
147	-92689.067	22443.562	0.91	広葉樹	ホウノキ	13.44	3/20/2024
148	-92692.02	22435.52	0.78	針葉樹	ヒノキ	15.60	3/20/2024
149	-92713.14	22498.82	1.18	針葉樹	ヒノキ	10.65	3/20/2024
150	-92709.968	22498.632	0.84	針葉樹	ヒノキ	10.50	3/20/2024
151	-92710.328	22502.161	1.54	針葉樹	ヒノキ	13.00	3/20/2024
152	-92707.484	22501.334	0.82	針葉樹	ヒノキ	15.40	3/20/2024
153	-92708.973	22503.238	1.70	針葉樹	ヒノキ	15.40	3/20/2024
154	-92706.009	22502.614	1.40	針葉樹	ヒノキ	15.40	3/20/2024
155	-92704.25	22501.072	1.19	針葉樹	ヒノキ	15.40	3/20/2024
156	-92706.46	22498.567	1.14	針葉樹	ヒノキ	15.40	3/20/2024
157	-92704.488	22494.094	0.79	針葉樹	ヒノキ	13.74	3/20/2024
158	-92702.235	22498.351	0.95	針葉樹	ヒノキ	19.56	3/20/2024
159	-92701.577	22496.852	0.99	針葉樹	ヒノキ	19.56	3/20/2024
160	-92699.96	22495.187	1.10	針葉樹	ヒノキ	19.56	3/20/2024
161	-92698.915	22492.821	0.90	針葉樹	ヒノキ	7.22	3/20/2024
162	-92689.679	22485.35	0.90	針葉樹	ヒノキ	11.64	3/20/2024
163	-92686.227	22485.605	1.03	針葉樹	ヒノキ	11.64	3/20/2024
164	-92685.094	22487.034	1.20	針葉樹	ヒノキ	6.95	3/20/2024
165	-92698.079	22480.599	2.06	広葉樹	クスノキ	17.00	3/20/2024

樹木番号	X座標	Y座標	太さ _(cm)	区別	樹種	樹高 _(m)	調査日
166	-92695.744	22479.787	0.64	針葉樹	ヒノキ	7.14	3/20/2024
167	-92688.437	22478.822	2.14	広葉樹	クスノキ	11.76	3/20/2024
168	-92689.666	22476.805	0.97	針葉樹	ヒノキ	7.92	3/20/2024
169	-92689.777	22473.853	0.58	針葉樹	ヒノキ	5.97	3/20/2024
170	-92692.386	22467.66	0.56	広葉樹	シイ	10.80	3/20/2024
171	-92690.44	22467.552	0.60	広葉樹	シイ	6.89	3/20/2024
172	-92688.693	22472.685	0.43	針葉樹	ヒノキ	3.04	3/20/2024
173	-92681.859	22471.036	2.08	広葉樹	シイ	8.55	3/20/2024
174	-92681.206	22479.454	0.65	針葉樹	ヒノキ	6.63	3/20/2024
175	-92678.812	22482.423	1.13	針葉樹	ヒノキ	6.76	3/20/2024
176	-92681.801	22484.433	1.09	針葉樹	ヒノキ	7.85	3/20/2024
177	-92679.154	22478.229	1.43	針葉樹	ヒノキ	8.70	3/20/2024
178	-92673.571	22479.587	1.39	針葉樹	ヒノキ	9.75	3/20/2024
179	-92672.314	22477.485	1.39	針葉樹	ヒノキ	7.04	3/20/2024
180	-92670.717	22472.938	1.08	針葉樹	ヒノキ	6.24	3/20/2024
181	-92670.479	22468.927	0.79	針葉樹	ヒノキ	6.83	3/20/2024
182	-92668.801	22467.927	1.05	針葉樹	ヒノキ	10.01	3/20/2024
183	-92680.133	22465.047	2.25	針葉樹	ヒノキ	15.40	3/20/2024
184	-92681.372	22461.561	0.34	針葉樹	ヒノキ	3.45	3/20/2024
185	-92672.84	22463.066	0.65	針葉樹	ヒノキ	5.94	3/20/2024
186	-92673.64	22460.391	0.64	針葉樹	ヒノキ	5.82	3/20/2024
187	-92674.425	22458.23	0.93	針葉樹	ヒノキ	6.11	3/20/2024
188	-92676.254	22454.735	1.02	針葉樹	ヒノキ	6.72	3/20/2024
189	-92677.157	22452.009	0.87	針葉樹	ヒノキ	4.62	3/20/2024
190	-92676.655	22445.75	1.00	針葉樹	ヒノキ	7.04	3/20/2024
191	-92671.101	22441.946	1.19	針葉樹	ヒノキ	12.35	3/20/2024
192	-92670.306	22443.579	1.16	針葉樹	ヒノキ	9.88	3/20/2024
193	-92669.241	22445.257	1.03	針葉樹	ヒノキ	9.36	3/20/2024
194	-92667.216	22448.359	0.85	針葉樹	ヒノキ	8.52	3/20/2024
195	-92666.768	22449.582	1.10	針葉樹	ヒノキ	9.96	3/20/2024
196	-92668.812	22449.759	1.02	針葉樹	ヒノキ	9.49	3/20/2024
197	-92670.933	22450.09	1.22	針葉樹	ヒノキ	10.06	3/20/2024
198	-92665.639	22453.21	1.32	針葉樹	ヒノキ	11.95	3/20/2024
199	-92664.212	22459.106	1.25	針葉樹	ヒノキ	11.27	3/20/2024
200	-92665.592	22460.145	0.90	針葉樹	ヒノキ	10.18	3/20/2024
201	-92664.598	22461.936	1.08	針葉樹	ヒノキ	11.85	4/15/2024
202	-92666.376	22472.42	1.00	針葉樹	ヒノキ	11.70	4/15/2024
203	-92667.894	22473.629	1.22	針葉樹	ヒノキ	12.22	4/15/2024
204	-92668.45	22476.783	1.52	針葉樹	ヒノキ	15.00	4/15/2024
205	-92662.612	22468.216	1.26	針葉樹	ヒノキ	12.47	4/15/2024
206	-92661.456	22469.335	1.43	針葉樹	ヒノキ	12.00	4/15/2024
207	-92661.479	22465.063	1.24	針葉樹	ヒノキ	12.78	4/15/2024
208	-92662.635	22463.611	0.92	針葉樹	ヒノキ	9.38	4/15/2024
209	-92658.786	22461.709	1.65	針葉樹	ヒノキ	14.72	4/15/2024
210	-92660.635	22456.386	1.70	針葉樹	ヒノキ	16.68	4/15/2024
211	-92661.054	22453.701	1.15	針葉樹	ヒノキ	13.91	4/15/2024
212	-92662.918	22448.185	0.67	針葉樹	ヒノキ	10.40	4/15/2024
213	-92663.329	22446.146	0.79	針葉樹	ヒノキ	10.00	4/15/2024
214	-92665.188	22440.535	1.02	針葉樹	ヒノキ	13.90	4/15/2024
215	-92666.237	22440.422	0.96	針葉樹	ヒノキ	12.65	4/15/2024
216	-92670.87	22456.69	1.01	針葉樹	ヒノキ	11.85	4/15/2024
217	-92667.846	22443.654	1.52	針葉樹	ヒノキ	16.17	4/15/2024
218	-92668.45	22441.992	0.93	針葉樹	ヒノキ	0.00	4/15/2024
219	-92669.379	22438.021	1.02	針葉樹	ヒノキ	17.36	4/15/2024
220	-92670.056	22436.493	1.30	針葉樹	ヒノキ	15.40	4/15/2024
221	-92668.515	22436.811	1.26	広葉樹	ムク	6.66	4/15/2024
222	-92669.066	22436.338	0.57	広葉樹	ツバキ	4.08	4/15/2024
223	-92670.675	22434.754	1.28	針葉樹	ヒノキ	13.72	4/15/2024
224	-92677.625	22435.109	0.80	針葉樹	ヒノキ	16.35	4/15/2024
225	-92678.817	22436.25	0.73	針葉樹	ヒノキ	14.65	4/15/2024
226	-92680.944	22435.654	0.82	針葉樹	ヒノキ	10.88	4/15/2024
227	-92683.208	22443.503	1.10	針葉樹	ヒノキ	8.10	4/15/2024
228	-92687.785	22433.507	1.08	針葉樹	ヒノキ	11.90	4/15/2024
229	-92689.755	22431.099	0.95	針葉樹	ヒノキ	14.49	4/15/2024
230	-92690.787	22430.171	0.71	針葉樹	ヒノキ	10.17	4/15/2024

樹木番号	X座標	Y座標	太さ _(cm)	区別	樹種	樹高 _(m)	調査日
231	-92692.933	22427.879	0.88	針葉樹	ヒノキ	21.47	4/16/2024
232	-92696.62	22433.841	1.05	広葉樹	ミズキ	14.74	4/16/2024
233	-92683.685	22433.059	0.94	針葉樹	ヒノキ	21.25	4/16/2024
234	-92682.572	22432.277	1.08	針葉樹	ヒノキ	20.28	4/16/2024
235	-92679.962	22431.667	1.25	針葉樹	ヒノキ	17.47	4/16/2024
236	-92681.268	22430.803	0.65	針葉樹	ヒノキ	18.81	4/16/2024
237	-92682.378	22429.516	0.85	針葉樹	ヒノキ	17.58	4/16/2024
238	-92684.374	22427.5	1.16	針葉樹	ヒノキ	22.58	4/16/2024
239	-92687.745	22428.616	1.19	針葉樹	ヒノキ	22.37	4/16/2024
240	-92682.031	22426.975	0.74	針葉樹	ヒノキ	20.67	4/16/2024
241	-92683.395	22425.754	0.67	針葉樹	ヒノキ	17.95	4/16/2024
242	-92680.801	22425.473	1.08	針葉樹	ヒノキ	20.83	4/16/2024
243	-92676.844	22426.777	1.06	針葉樹	ヒノキ	18.17	4/16/2024
244	-92677.734	22424.981	1.26	針葉樹	ヒノキ	26.05	4/16/2024
245	-92676.045	22424.523	1.31	針葉樹	ヒノキ	17.60	4/16/2024
246	-92684.51	22424.598	1.02	針葉樹	ヒノキ	16.96	4/16/2024
247	-92685.463	22423.591	1.28	針葉樹	ヒノキ	22.60	4/16/2024
248	-92687.965	22418.091	1.19	針葉樹	ヒノキ	23.62	4/16/2024
249	-92689.336	22417.226	1.12	針葉樹	ヒノキ	21.11	4/16/2024
250	-92688.061	22423.166	0.86	針葉樹	ヒノキ	27.25	4/16/2024
251	-92691.606	22421.89	1.00	針葉樹	ヒノキ	14.64	4/15/2024
252	-92697.157	22424.362	0.88	針葉樹	ヒノキ	25.02	4/15/2024
253	-92697.624	22422.815	1.22	針葉樹	ヒノキ	35.09	4/15/2024
254	-92688.388	22411.105	0.82	針葉樹	ヒノキ	17.12	4/15/2024
255	-92686.778	22410.907	1.56	針葉樹	ヒノキ	17.51	4/15/2024
256	-92683.622	22414.665	0.74	針葉樹	ヒノキ	14.69	4/15/2024
257	-92679.259	22419.056	1.44	針葉樹	ヒノキ	11.80	4/15/2024
258	-92688.952	22432.04	1.11	針葉樹	ヒノキ	16.71	4/15/2024
259	-92694.277	22426.652	1.21	針葉樹	ヒノキ	16.30	4/15/2024
260	-92703.517	22431.05	0.78	広葉樹	ハゼノキ	6.37	4/15/2024
261	-92704.804	22432.971	1.26	針葉樹	ヒノキ	13.95	4/15/2024
262	-92702.15	22433.07	2.34	広葉樹	サクラ	15.62	4/15/2024
263	-92701.882	22432.513	0.72	広葉樹	スダジイ	9.56	4/15/2024
264	-92708.125	22431.049	0.94	針葉樹	ヒノキ	22.40	4/15/2024
265	-92706.354	22429.294	0.42	針葉樹	ヒノキ	15.46	4/15/2024
266	-92708.701	22427.724	0.39	針葉樹	ヒノキ	11.51	4/15/2024
267	-92705.993	22425.416	1.50	広葉樹	エノキ	20.47	4/15/2024
268	-92700.854	22419.032	1.13	針葉樹	ヒノキ	21.61	4/15/2024
269	-92696.533	22418.541	0.83	針葉樹	ヒノキ	19.43	4/15/2024
270	-92694.421	22419.879	1.13	針葉樹	ヒノキ	16.79	4/15/2024
271	-92692.225	22419.706	0.80	針葉樹	ヒノキ	17.01	4/15/2024
272	-92693.636	22417.748	0.91	針葉樹	ヒノキ	18.20	4/15/2024
273	-92691.951	22413.201	0.77	針葉樹	ヒノキ	18.53	4/15/2024
274	-92697.924	22416.414	1.00	針葉樹	ヒノキ	24.11	4/15/2024
275	-92703.709	22418.754	0.69	針葉樹	ヒノキ	12.81	4/15/2024
276	-92705.213	22417.816	1.14	広葉樹	サクラ	15.60	4/15/2024
277	-92706.23	22421.473	0.61	針葉樹	ヒノキ	9.96	4/15/2024
278	-92717.938	22429.972	2.20	広葉樹	スダジイ	17.33	4/15/2024
279	-92703.965	22426.503	0.28	針葉樹	ヒノキ	4.93	4/15/2024
280	-92700.576	22427.206	0.38	針葉樹	ヒノキ	7.11	4/15/2024
281	-92705.957	22439.528	1.05	針葉樹	ヒノキ	18.80	4/15/2024
282	-92708.531	22433.849	1.28	針葉樹	ヒノキ	15.64	4/15/2024
283	-92714.819	22437.512	0.54	針葉樹	ヒノキ	7.00	4/15/2024
284	-92718.447	22438.761	1.08	針葉樹	ヒノキ	15.37	4/15/2024
285	-92719.725	22437.452	0.94	針葉樹	ヒノキ	16.96	4/15/2024
286	-92721.094	22438.314	13.50	針葉樹	ヒノキ	18.10	4/15/2024
287	-92718.115	22432.581	1.31	広葉樹	不明	8.48	4/15/2024
288	-92720.667	22433.157	1.60	針葉樹	ヒノキ	17.81	4/15/2024
289	-92725.213	22438.836	1.07	針葉樹	ヒノキ	14.85	4/15/2024
290	-92722.625	22442.92	0.38	針葉樹	ヒノキ	8.51	4/15/2024
291	-92725.105	22448.206	1.60	広葉樹	タブノキ	16.61	4/15/2024
292	-92729.122	22449.528	1.19	針葉樹	ヒノキ	17.63	4/15/2024
293	-92729.978	22446.693	1.30	針葉樹	ヒノキ	15.61	4/15/2024
294	-92731.48	22444.932	1.13	針葉樹	ヒノキ	12.71	4/15/2024
295	-92725.713	22452.851	1.05	針葉樹	ヒノキ	15.50	4/15/2024

樹木番号	X座標	Y座標	太さ _{cm}	区別	樹種	樹高 _m	調査日
296	-92728.413	22452.527	0.66	広葉樹	ヒサカキ	6.57	4/15/2024
297	-92732.626	22447.741	1.22	広葉樹	モチノキ	10.86	4/15/2024
298	-92733.053	22455.194	1.05	針葉樹	ヒノキ	13.26	4/15/2024
299	-92731.02	22455.153	0.26	針葉樹	ヒノキ	5.23	4/15/2024
300	-92726.311	22459.972	0.68	広葉樹	ヒサカキ	6.57	4/15/2024
301	-92726.415	22461.014	0.51	広葉樹	ヒサカキ	6.80	4/15/2024
302	-92731.503	22459.601	0.92	針葉樹	ヒノキ	13.00	4/15/2024
303	-92732.878	22457.416	2.60	広葉樹	サクラ	15.00	4/15/2024
304	-92736.268	22454.402	8.20	広葉樹	タブノキ	6.51	4/15/2024
305	-92735.293	22457.881	0.80	針葉樹	ヒノキ	10.38	4/15/2024
306	-92735.448	22460.817	0.52	針葉樹	ヒノキ	8.85	4/16/2024
307	-92732.964	22463.666	0.34	針葉樹	ヒノキ	5.59	4/16/2024
308	-92739.243	22460.185	0.75	針葉樹	ヒノキ	12.51	4/16/2024
309	-92739.272	22461.901	0.63	針葉樹	ヒノキ	11.12	4/16/2024
310	-92741.072	22461.921	1.15	針葉樹	ヒノキ	12.04	4/16/2024
311	-92740.203	22464.274	0.69	針葉樹	ヒノキ	12.31	4/16/2024
312	-92742.925	22464.201	1.51	針葉樹	ヒノキ	17.06	4/16/2024
313	-92740.747	22467.504	0.39	針葉樹	ヒノキ	8.14	4/16/2024
314	-92740.877	22471.35	0.77	針葉樹	ヒノキ	15.24	4/16/2024
315	-92743.328	22468.405	0.61	針葉樹	ヒノキ	10.47	4/16/2024
316	-92744.575	22466.754	0.43	針葉樹	ヒノキ	6.59	4/16/2024
317	-92746.616	22468.049	0.78	広葉樹	タブノキ	13.60	4/16/2024
318	-92744.807	22472.446	1.48	針葉樹	ヒノキ	15.81	4/16/2024
319	-92743.728	22476.352	0.80	針葉樹	ヒノキ	11.84	4/16/2024
320	-92711.458	22468.148	1.74	広葉樹	シイ	22.54	4/16/2024
321	-92717.14	22472.162	0.46	針葉樹	ヒノキ	12.74	4/16/2024
322	-92735.54	22478.192	1.18	針葉樹	ヒノキ	18.43	4/16/2024
323	-92737.891	22469.254	0.57	広葉樹	ツバキ	14.24	4/16/2024
324	-92746.648	22468.747	0.58	広葉樹	タブノキ	11.79	4/16/2024
325	-92749.819	22468.971	95.00	常緑小高木	グッキツ	8.21	4/16/2024
326	-92751.516	22471.837	1.25	常緑小高木	グッキツ	9.12	4/16/2024
327	-92751.903	22474.371	1.42	針葉樹	ヒノキ	11.56	4/16/2024
328	-92748.902	22474.834	1.69	広葉樹	シイ	12.39	4/16/2024
329	-92745.81	22477.537	1.23	針葉樹	ヒノキ	14.71	4/16/2024
330	-92751.208	22476.174	0.90	広葉樹	サカキ	7.10	4/16/2024
331	-92746.58	22481.266	1.24	広葉樹	シイ	4.48	4/16/2024
332	-92745.209	22484.216	0.78	広葉樹	サカキ	9.24	4/16/2024
333	-92747.764	22485.492	0.69	広葉樹	シイ	5.80	4/16/2024
334	-92746.851	22487.331	1.08	広葉樹	シイ	9.26	4/16/2024
335	-92743.189	22486.097	0.81	針葉樹	ヒノキ	14.85	4/16/2024
336	-92742.446	22489.789	0.65	広葉樹	ヒサカキ	4.92	4/16/2024
337	-92731.975	22495.132	1.04	針葉樹	ヒノキ	18.26	4/16/2024
338	-92731.598	22493.545	1.40	針葉樹	ヒノキ	17.75	4/16/2024
339	-92735.633	22493.749	0.51	針葉樹	ヒノキ	7.75	4/16/2024
340	-92731.47	22490.693	1.08	針葉樹	ヒノキ	22.65	4/16/2024
341	-92723.833	22496.75	0.76	広葉樹	スダジイ	6.34	4/16/2024



第 127 図 樹木位置図

関係法規

1 文化財保護法（抜粋）

（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）
最終改正：令和 3 年 4 月 23 日法律第 22 号

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとつて学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第五百三十三条第一項第一号、第六百六十五条、第七百七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第九十九条、第一百条、第一百二十二条、第二百二十二条、第三百三十一条第一項第四号、第五百三十三条第一項第十号及び第十一号、第六百六十五条並びに第七百七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当たって関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第三章 有形文化財

第一節 重要文化財

第二款 管理

（管理方法の指示）

第三十条 文化庁長官は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

（所有者の管理義務及び管理責任者）

第三十一条 重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。

- 2 重要文化財の所有者は、当該重要文化財の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の第二項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該重要文化財の管理の責めに任ずべき者（以下この節及び第百八十七条第一項第一号において「管理責任者」という。）に選任することができる。
- 3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、重要文化財の所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、当該管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。
- 4 管理責任者には、前条及び第一項の規定を準用する。

（所有者又は管理責任者の変更）

- 第三十二条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。
- 2 重要文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、新管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。この場合には、前条第三項の規定は、適用しない。
 - 3 重要文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が重要文化財の所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければならない。

（管理団体による管理）

- 第三十二条の二 重要文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該重要文化財の保存のために必要な管理（当該重要文化財の保存のために必要な施設、設備その他の物件で当該重要文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。
- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、当該重要文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同

意を得なければならない。

- 3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び地方公共団体その他の法人に通知してする。
- 4 第一項の規定による指定には、第二十八条第二項の規定を準用する。
- 5 重要文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この節及び第百八十七条第一項第一号において「管理団体」という。）が行う管理又はその管理のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。
- 6 管理団体には、第三十条及び第三十一条第一項の規定を準用する。

- 第三十二条の三 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。
- 2 前項の規定による解除には、前条第三項及び第二十八条第二項の規定を準用する。

- 第三十二条の四 管理団体が行う管理に要する費用は、この法律に特別の定のある場合を除いて、管理団体の負担とする。

- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理により所有者の受ける利益の限度において、管理に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

（滅失、毀損等）

- 第三十三条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知つた日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

第三款 保護

（管理又は修理の補助）

- 第三十五条 重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。
- 2 前項の補助金を交付する場合には、文化庁長官は、

その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。

- 3 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第一項の補助金を交付する重要文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

(管理に関する命令又は勧告)

第三十六条 重要文化財を管理する者が不適任なため又は管理が適当でないため重要文化財が滅失し、毀損し、又は盗み取られる虞があると認めるときは、文化庁長官は、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の管理をする者の選任又は変更、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理に必要措置を命じ、又は勧告することができる。

- 2 前項の規定による命令又は勧告に基いてする措置のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。
- 3 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第三項の規定を準用する。

(修理に関する命令又は勧告)

第三十七条 文化庁長官は、国宝が毀損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な命令又は勧告をすることができる。

- 2 文化庁長官は、国宝以外の重要文化財が毀損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。
- 3 前二項の規定による命令又は勧告に基いてする修理のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。
- 4 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、第三十五条第三項の規定を準用する。

(文化庁長官による国宝の修理等の施行)

第三十八条 文化庁長官は、左の各号の一に該当する場合においては、国宝につき自ら修理を行い、又は滅失、毀損若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

- 一 所有者、管理責任者又は管理団体が前二条の規定による命令に従わないとき。
- 二 国宝が毀損している場合又は滅失し、毀損し、若しくは盗み取られる虞がある場合において、所

有者、管理責任者又は管理団体に修理又は滅失、毀損若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないとき。

- 2 前項の規定による修理又は措置をしようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、当該国宝の名称、修理又は措置の内容、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付するとともに、権原に基づく所有者にこれらの事項を通知しなければならない。

第三十九条 文化庁長官は、前条第一項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

- 2 前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。
- 3 前条第一項の規定による修理又は措置の施行には、第三十二条の二第五項の規定を準用する。

第四十条 第三十八条第一項の規定による修理又は措置のために要する費用は、国庫の負担とする。

- 2 文化庁長官は、文部科学省令の定めるところにより、第三十八条第一項の規定による修理又は措置のために要した費用の一部を所有者（管理団体がある場合は、その者）から徴収することができる。但し、同条第一項第二号の場合には、修理又は措置を要するに至つた事由が所有者、管理責任者若しくは管理団体の責に帰すべきとき、又は所有者若しくは管理団体がその費用の一部を負担する能力があるときに限る。
- 3 前項の規定による徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。

第四十一条 第三十八条第一項の規定による修理又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

- 2 前項の補償の額は、文化庁長官が決定する。
- 3 前項の規定による補償額に不服のある者は、訴えをもつてその増額を請求することができる。ただし、前項の補償の決定の通知を受けた日から六箇月を経過したときは、この限りでない。
- 4 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

(補助等に係る重要文化財産譲渡の場合の納付金)

第四十二条 国が修理又は滅失、毀損若しくは盗難の防止の措置（以下この条において、「修理等」という。）につき第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第三十六条第二項、第三十七条第三項若しくは第四十条第一項の規定により費用を負担した重要文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者（第二次以下の相続人、受遺者又は受贈者を含む。以下この条において同じ。）（以下この条において、「所有者等」という。）は、補助又は費用負担に係る修理等が行われた後当該重要文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の額（第四十条第一項の規定による負担金については、同条第二項の規定により所有者から徴収した部分を控除した額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から当該修理等が行われた後重要文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額（以下この条において、「納付金額」という。）を、文部科学省令の定めるところにより国庫に納付しなければならない。

- 2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、補助金又は負担金の額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した重要文化財又はその部分につき文化庁長官が個別的に定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行った時以後重要文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数（一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。
- 3 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該重要文化財が所有者等の責に帰することのできない事由により著しくその価値を減じた場合又は当該重要文化財を国に譲り渡した場合には、文化庁長官は、納付金額の全部又は一部の納付を免除することができる。
- 4 文化庁長官の指定する期限までに納付金額を完納しないときは、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- 5 納付金額を納付する者が相続人、受遺者又は受贈者であるときは、第一号に定める相続税額又は贈与税額と第二号に定める額との差額に相当する金額を第三号に定める年数で除して得た金額に第四号に定める年数を乗じて得た金額をその者が納付すべき納付金額から控除するものとする。
 - 一 当該重要文化財の取得につきその者が納付した、又は納付すべき相続税額又は贈与税額
 - 二 前号の相続税額又は贈与税額の計算の基礎となつた課税価格に算入された当該重要文化財又は

その部分につき当該相続、遺贈又は贈与の時までに行つた修理等に係る第一項の補助金又は負担金の額の合計額を当該課税価格から控除して得た金額を課税価格として計算した場合に当該重要文化財又はその部分につき納付すべきこととなる相続税額又は贈与税額に相当する額

- 三 第二項の規定により当該重要文化財又はその部分につき文化庁長官が定めた耐用年数から当該重要文化財又はその部分の修理等を行った時以後当該重要文化財の相続、遺贈又は贈与の時までの年数を控除した残余の年数（一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）
- 四 第二項に規定する当該重要文化財又はその部分についての残余の耐用年数
- 6 前項第二号に掲げる第一項の補助金又は負担金の額については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「譲渡の時」とあるのは、「相続、遺贈又は贈与の時」と読み替へるものとする。
- 7 第一項の規定により納付金額を納付する者の同項に規定する譲渡に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十三条第一項に規定する譲渡所得の金額の計算については、第一項の規定により納付する金額は、同条第三項に規定する資産の譲渡に要した費用とする。

（現状変更等の制限）

- 第四十三条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。
- 2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。
- 4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、文化庁長官は、許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。
- 5 第一項の許可を受けることができなかったことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項ま

での規定を準用する。

(修理の届出等)

第四十三条の二 重要文化財を修理しようとするときは、所有者又は管理団体は、修理に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。但し、前条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 重要文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る重要文化財の修理に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(管理又は修理の委託又は技術的指導)

第四十七条 重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、文化庁長官の定める条件により、文化庁長官に重要文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託することができる。

2 文化庁長官は、重要文化財の保存上必要があると認めるときは、所有者（管理団体がある場合は、その者）に対し、条件を示して、文化庁長官にその管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託するように勧告することができる。

3 前二項の規定により文化庁長官が管理又は修理の委託を受けた場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。

4 重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官に重要文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることができる。

第六款 調査

第五十五条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお重要文化財に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する場所に立ち入つてその現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき実地調査をさせることができる。

一 重要文化財に関し現状変更又は保存に影響を及ぼす行為につき許可の申請があつたとき。

二 重要文化財が毀損しているとき又はその現状若しくは所在の場所につき変更があつたとき。

三 重要文化財が滅失し、毀損し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情により改めて国宝又は重要文化財

としての価値を審査する必要があるとき。

2 前項の規定により立ち入り、調査する場合においては、当該調査に当る者は、その身分を証明する証書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

3 第一項の規定による調査によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

4 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第七款 雑則

(所有者変更等に伴う権利義務の承継)

第五十六条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該重要文化財に関しこの法律に基いてする文化庁長官の命令、勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者は、当該重要文化財の引渡と同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

3 管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第一項の規定を準用する。但し、管理団体が指定された場合には、もつぱら所有者に属すべき権利義務については、この限りでない。

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。

この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

- 5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。
- 6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

- 第百十條 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第百三十三條を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。
- 2 前項の規定により仮指定を行ったときは、都道府県教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。
 - 3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

- 第百十一條 文部科学大臣又は都道府県教育委員会は、第百九條第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、営業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。
- 2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。
 - 3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。

(解除)

- 第百十二條 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。
- 2 第百十條第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九條第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。
 - 3 第百十條第一項の規定による仮指定が適当でないと認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。
 - 4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九條第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

- 第百十三條 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百九條第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものや管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。
- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
 - 3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。
 - 4 第一項の規定による指定には、第百九條第四項及び第五項の規定を準用する。

- 第百十四條 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。
- 2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九條第四項及び第五項の規定を準用する。

- 第百十五條 第百十三條第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第

百三十三条の二第一項を除く。)及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。)は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

- 2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
- 3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。
- 4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のために必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。
- 3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

- 2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。
- 3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
- 4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

- 2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、毀損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に關し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

- 2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

（復旧に関する命令又は勧告）

第百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

- 2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、毀損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。
- 3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

（文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行）

第二百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

- 一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。
- 二 特別史跡名勝天然記念物が毀損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、毀損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。
- 2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

（補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金）

第二百二十四条 国が復旧又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第百八十八条及び第百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第二百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。
- 4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。
- 5 第一項の許可を受けることができなかったことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償す

る。

- 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
- 7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

（関係行政庁による通知）

第二百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第百八十四条第一項又は第百八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

（復旧の届出等）

- 第二百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。
- 2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

（環境保全）

- 第二百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。
- 2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第百二十五条第七項の規定を、前項の場合に

は、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第二百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のために買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(保存のための調査)

第二百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第二百三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のために方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のために必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物が毀損し、又は喪失しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、毀損し、喪失し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第十二章 補則

第二節 国に関する特例

第百六十八條 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

二 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財を輸出しようとするとき。

三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売払、譲与その他の処分をしようとするとき。

2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。

3 第一項第一号及び前項の場合には、第四十三条第一項ただし書及び同条第二項並びに第二百二十五条第一項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

4 文化庁長官は、第一項第一号又は第二項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。

5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

第三節 地方公共団体及び教育委員会

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第百八十四條 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

一 第三十五条第三項（第三十六条第三項（第八十三条、第二百一十一条第二項（第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第三十七条第四項（第八十三条及び第百二十二条第三項で準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項、第七十四条第二項、第七十六条の十第二項、第七十七条第二項（第九十一条で準用する場合を含む。）、第八十三条、第八十七条第二項、第九十条の七第二項、第百八条、第二百一十条、第百二十九条第二項、第百七十二条第五項及び第百七十四条第三項で準用する場合を含む。）の規

定による指揮監督

- 二 第四十三条又は第百二十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。）
- 三 第五十一条第五項（第五十一条の二（第八十五条で準用する場合を含む。）、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令
- 四 第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令
- 五 第五十四条（第八十六条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第五十五条、第三百十条（第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、又は第百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行
- 六 第九十二条第一項（第九十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理、第九十二条第二項の規定による指示及び命令、第九十三条第二項の規定による指示、第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長、同条第八項の規定による指示、第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告
- 2 都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第五十五条又は第百三十一条の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については、審査請求をすることができない。
- 3 都道府県又は市の教育委員会が、第一項の規定により、同項第六号に掲げる事務のうち第九十四条第一項から第四項まで又は第九十七条第一項から第四項までの規定によるものを行う場合には、第九十四条第五項又は第九十七条第五項の規定は適用しない。
- 4 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした次の各号に掲げる事務（当該事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務である場合に限る。）により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市

が、その通常生ずべき損失を補償する。

- 一 第一項第二号に掲げる第四十三条又は第百二十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可 第四十三条第五項又は第百二十五条第五項
- 二 第一項第五号に掲げる第五十五条又は第百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行 第五十五条第三項又は第百三十一条第二項
- 三 第一項第六号に掲げる第九十六条第二項の規定による命令 同条第九項
- 5 前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。
- 6 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
- 7 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県又は市を被告とする。
- 8 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした処分その他公権力の行使に当たる行為のうち地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に対してするものとする。

2 文化財保護法施行令（抜粋）

（昭和50年政令第267号）

最終改正：令和4年11月11日政令第348号

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県の知事。以下同じ。）が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

一 法第三十五条第三項（法第八十三条、第一百八条、第二百十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第二百一十二条第二項（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第二百二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督

二 法第四十三条第四項（法第二百二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）

三 法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限り。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令

四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）

五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の

規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会（当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあっては、当該指定都市の長））が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合において、当該指定都市等の教育委員会（当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあっては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。））が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等

ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り

二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場

合に限る。)

三 法第五十四条(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第五十五条の規定による調査(第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

四 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号イからリまで及びロに掲げる現状変更等が市の区域(法第十五条第一項に規定する管理団体(以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。)が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画(以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。)を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。)内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会(当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。)が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等(イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)に係る法第二百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。)で二年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修

繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)

ニ 法第十五条第一項(法第二十條及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却(建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。)

ト 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会(当該管理計画が市の区域(管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。)又は町村の区域(次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。)を対象とする場合に限る。)又は市の教育委員会(当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。)が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。)における現状変更等

二 法第三十條(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前

号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

- 5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。
- 6 都道府県教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 8 文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。
- 9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

3 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（抜粋）

（昭和26年文化財保護委員会規則第10号）

最終改正：平成31年3月29日文部科学省令第7号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第八十条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

（許可の申請）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第二百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条の二第一項（法第百八十四条第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。第三条第一項において同じ。）の規定により当該許可を都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（第六条第一項第四号において単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあっては、当該都道府県の知事又は市町村の長。以下この条及び第三条第一項において同じ。）が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に提出しなければならない。

一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由

十 現状変更等の内容及び実施の方法

十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、

名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期

十三 現状変更等に係る地域の地番

十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

二 出土品の処置に関する希望

（許可申請書の添付書類等）

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 現状変更等の設計仕様書及び設計図

二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地を表示した実測図

三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真

四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

（終了の報告）

第三条 法第二百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条の二第一項の規定により当該許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は

見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第四条 法第二百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

- 2 法第百六十八条第三項で準用する法第二百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

第六条 文化財保護法施行令（昭和五十年政令第百六十七号。次条において「令」という。）第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 管理計画を定めた都道府県又は市町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県又は市町村）
 - 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
 - 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
 - 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
 - 八 その他参考となるべき事項
- 2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

4 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

(昭和29年文化財保護委員会規則第7号)

最終改正：平成31年3月29日文科科学省令第7号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第十五条第一項及び第七十二条第一項（同法第七十五条及び第九十五条第五項で準用する場合を含む。）の規定に基づき、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則を次のように定める。

（標識）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第百五十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。）及び名称

二 文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行った都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会（当該都道府県又は指定都市が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県又は指定都市）の名称。第四条第三項において同じ。）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）

三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

（説明板）

第二条 法第百五十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

二 指定又は仮指定の年月日

三 指定又は仮指定の理由

四 説明事項

五 保存上注意すべき事項

六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。

（標柱及び注意札）

第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

（境界標）

第四条 法第百五十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。

3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

（標識等の形状等）

第五条 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のために必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

（圍いその他の施設）

第六条 法第百五十五条第一項の規定により設置すべき圍いその他の施設については、前条の規定を準用する。

5 文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからルまで並びに第6条第2項第1号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準

制定年月日：平成12年4月28日

番号：庁保記第226号

最終改正年月日：平成31年3月29日（文庁第1293号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき、文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号。以下「令」という。）第5条第4項第1号イからルまで並びに令第6条第2項第1号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の許可の事務を都道府県若しくは市（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会（当該都道府県又は市が文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第53条の8第1項に規定する特定地方公共団体（以下単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあっては、当該都道府県の知事又は当該市の長。以下同じ。）又は認定市町村（法第183条の3第5項の認定を受けた市町村をいう。以下同じ。）である町村の教育委員会（当該町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該町村の長。以下同じ。）が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。

1 共通事項

- (1) 現状変更等が「市」又は「認定市町村である町村」と当該市又は認定市町村である町村以外の「市町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村である町村の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。なお、管理団体が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画を当該都道府県の教育委員会が定めている区域においては、「市」又は「認定市町村である町村」と当該市又は認定市町村である町村以外の「市町村」とにまたがって現状変更等が行われる場合であっても、当該現状変更等の許可申請は、許可の権限を有する都道府県の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。
- (2) 次の場合には、当該現状変更等を許可することができない。

- ①史跡名勝天然記念物の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画（保存管理計画）」に

定められた保存（保存管理）の基準に反する場合

- ②史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡が著しいものとなるおそれがある場合

- ③史跡名勝天然記念物の価値を著しく減じるおそれがある場合

- ④地域を定めて指定した天然記念物に關し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

- (3) 都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村である町村の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可を要する。

- (4) 都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村である町村の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第125条第3項において準用する法第43条第3項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

- ①当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
- ②当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の出立を求めること。
- ③重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
- ④当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
- ⑤当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
- ⑥当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

1 令第5条第4項第1号イ関係

- (1) 「建築面積」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第2号に定める建築面積をいう。
- (2) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲には含まれない。

- ①新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合

- ②増築又は改築については、増築又は改築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から2年を超える場合
- ③新築、増築又は改築については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要の最小限度のやむを得ない規模を超える場合
- (3) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。
- (4) 新築、増築又は改築の際に除却を伴う場合には、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

2 令第5条第4項第1号口関係

- (1) 新築、増築又は改築に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要の最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (2) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

3 令第5条第4項第1号ハ関係

- (1) 「工作物」には、次のものを含む。
- ①小規模建築物に附随する門、生け垣又は塙
- ②既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
- ③小規模な観測・測定機器
- ④木道
- (2) 「道路」には、道路法（昭和27年法律第180号）第3条各号に掲げる道路（ただし、道路と一体となつてその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。）のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。
- (3) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。
- (4) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。
- (5) 道路についての「土地の形状の変更」には、道

路の幅員の拡張、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

- (6) 工作物の設置又は改修の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

4 令第5条第4項第1号ニ関係

- (1) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第115条第1項の標識、説明版、境界標、囲さくその他の施設をいう。
- (2) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要の最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (3) 標識、説明版、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であつて、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和29年文化財保護委員会規則第7号）に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

5 令第5条第4項第1号ホ関係

- (1) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。
- (2) 「その他これらに類する工作物」には、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む。
- (3) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置又は改修に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

6 令第5条第4項第1号ヘ関係

- (1) 除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除却に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (2) 除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

7 令第5条第4項第1号ト関係

- (1) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

- (2) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。
- (3) 木竹の伐採が、法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

8 令第5条第4項第1号子関係

- (1) 「保存のため必要な試験材料の採取」とは、その保存を目的として史跡名勝天然記念物の現状を適切に把握するために行われる土壌、植物、鉱物等のサンプル採取をいう。
- (2) 学術研究のために行われるものなど、史跡名勝天然記念物の保存を目的としない試験材料の採取については、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

9 令第5条第4項第1号リ関係

- (1) 「個体の保護のため必要な捕獲」とは、天然記念物に指定された動物が傷ついている場合や生命の危険にさらされている場合などに当該動物の個体の安全を確保するため、やむを得ず捕獲することを行う。
- (2) 「生息状況の調査のため必要な捕獲」とは、学術調査、公共事業の事前又は事後の環境影響評価のための調査等のため、必要な最小限度のやむを得ない程度の一時的な捕獲をいう。
- (3) 「人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲」とは、人の生命若しくは身体に対する危害の防止の必要性が具体的に生じている場合の捕獲をいい、財産に対する危害を防止するための捕獲を含まない。
- (4) 「捕獲」には、捕殺を含む。
- (5) 「その他の組織の採取」には体毛及び羽毛の採取を含む。
- (6) 次の場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- ① 「捕獲」と「飼育」、「標識又は発信機の装着」又は「血液その他の組織の採取」とが、許可の事務を行う都道府県又は市の区域を超えて行われる場合
- ② 「捕獲」、「捕獲及び飼育」、「捕獲及び標識又は発信機の装着」又は「血液その他の組織の採取」以外に、移動等天然記念物に指定された動物に対する他の現状変更等を併せて行う場合
- (7) 「標識又は発信機の装着」については、標識又は発信機の大きさ、材質又は装着の方法が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。

ある場合には、許可をすることができない。

- (8) 「血液その他の組織の採取」については、その方法や量が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。

10 令第5条第4項第1号又関係

- (1) 「動物園」又は「水族館」とは、博物館法（昭和26年法律第285号）第10条の規定により登録を受けた博物館、同法第29条の規定により指定された博物館に相当する施設又はそれ以外の公益社団法人日本動物園水族館協会の正会員である動物園又は水族館をいう。
- (2) 本号による譲受け又は借受けの許可の場合には、天然記念物に指定された動物の譲渡若しくは貸出しを行う動物園又は水族館においては、当該譲渡又は貸出しについての許可を受けることを要しない。
- (3) 天然記念物に指定された動物の輸出については、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可を要する。

11 令第5条第4項第1号ル関係

天然記念物に指定された鳥類で、電柱に巣を作るものとしては、例えば、天然記念物カササギ生息地におけるカササギがある。

12 令第6条第2項第1号イ及びロ関係

令第6条第2項第1号イ及びロに掲げる現状変更等については、1から11までの基準を準用する。

III その他

この裁定は、平成31年4月1日から適用する。



国指定史跡 浅間古墳 保存活用計画

発行年月日 令和7年8月1日

編集・発行 富士市教育委員会
〒417-0061 静岡県富士市伝法66番地の2
TEL 0545-30-7850 FAX 0545-30-6210
E-mail: ky-bunkazai@div.city.fuji.shizuoka.jp

(富士市行政資料登録番号 R7-26)

Preservation and Utilization Plan for
the Nationally Designated Historic Site
Sengen Mounded Tomb



Aug. 2025

Fuji Municipal Board of Education